

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	スポーツ施設における原状回復義務 堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩いのひろば・硬式野球場）		
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 第8条		
所 管 課	文化観光局	スポーツ 部	スポーツ施設課
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない （根拠条文） ○使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した施設、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。 （処分基準） 根拠条文に同じ ○使用の許可の取消し等 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。 (1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。 (3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。 （堺市スポーツ施設条例第5条第1項）		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）		
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		